

山口市巡回支援専門員整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、保育所等に巡回等支援を実施し、障がいが“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、山口市とする。ただし、適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等に、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業の内容)

第3条 発達障がい等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員及び発達障がい児等の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

(事業の実施方法等)

第4条 事業の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 巡回等支援は、市が巡回等支援を必要とする施設等、又は保育所等からの要請（山口市巡回支援専門員派遣申込書（様式第1号）又は電話による。）を受け行うものとする。
- (2) 市は、山口市巡回支援専門員事業活動計画書（様式第2号-1及び様式第2号-2）を作成し、その計画に基づき、巡回等支援を行うものとする。
- (3) 専門員は、医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障がいに関する知識を有する者とする。
- (4) 専門員は、保育所等の支援を担当する職員や発達障がい児等の保護者に対し、巡回による支援を行うことを基本とする。ただし、必要に応じて、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができるものとする。
- (5) 専門員は、ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結び付けられるよう、関係機関との連携強化を深め、専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関を紹介する等の対応を行うものとする。
- (6) 専門員は、各種研修等を活用するなどにより適切な専門性の確保に努めるものとする。

(活動報告)

第5条 専門員は、巡回等支援における活動内容を山口市巡回支援専門員派遣活動報告書（様式第3号）により、報告しなければならない。

(遵守事項)

第6条 巡回等支援において、事故が発生した場合は、市長及び関係者に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 専門員及び従事者等関係者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者に関する情報を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。